

路外駐車場の設計基準チェック表

届出者名	
名称	
位置	

根拠法令	設計基準	申請内容	チェック	適用
駐車場法施行令第6条 (適用の範囲)	自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上である。			
令第7条 (自動車の出口及び入口)	<p>出入口を設けてはならない場所</p> <p>① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端から5m以内の部分</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 乗合自動車(バス)の停留所の位置から10m以内の部分</p> <p style="margin-left: 20px;">e. 踏切の前後の側端から10m以内の部分</p> <p>② 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分</p> <p>③ 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。)</p>			

根拠法令	設計基準	申請内容	チェック	適用
駐車場法施行令第7条 (自動車の出口及び入口)	④ 橋、幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を越える道路			
	出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。 ※国土交通大臣が認定しようとするときは、関係のある道路管理者及び大阪府公安委員会と協議しなければならない。 ① 交差点の側端又はそこから5m以内の道路部分、トンネル ② 橋			
	前面道路が2以上ある場合は、自動車の出口及び入口は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。 ※ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。			
	駐車のに供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場は、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない。 ※ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。			
	出口及び入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合、切取線と自動車の車路のなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければならない。			

根拠法令	設計基準	申請内容	チェック	適用
駐車場法施行令第7条 (自動車の出口及び入口)	出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。			
令第8条 (車路)	自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。			
	車路の幅員は、5.5m以上とすること。ただし、一方通行の車路は、3.5m(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては、2.75m)以上とすること。			
<u>建築物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① はり下の高さは、2.3m以上であること。 ② 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものは除く。)は、自動車が5m以上の内り半径で回転できること。 ③ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。 ④ 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。 			
令第9条 (駐車の用に供する部分の高さ) <u>建築物</u>	駐車の用に供する部分のはり下高さは、2.1m以上であること。			
令第10条 (避難階段) <u>建築物</u>	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。			
令第11条 (防火区画) <u>建築物</u>	給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。			

根拠法令	設計基準	申請内容	チェック	適用
駐車場法施行令第12条 (換気装置) <u>建築物</u>	内部の空気を1㎡につき毎時14㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。 ※ただし、窓その他開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものは、この限りでない。			
令第13条 (照明装置) <u>建築物</u>	以下に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。 ①自動車の車路の路面 10ルクス以上 ②駐車のに供する部分の床面 2ルクス以上			
令第14条 (警報装置) <u>建築物</u>	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない。			
令第17条 (供用時間等の明示)	利用者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。			
駐車場法第13条 (管理規程)	路外駐車場の供用を開始しようとするときは、その業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出なければならない。 管理規程に定める事項 ① 路外駐車場の名称 ② 路外駐車場管理者の氏名及び住所 ③ 路外駐車場の供用時間に関する事項 ④ 駐車料金に関する事項 ⑤ 路外駐車場の供用契約に関する事項 ⑥ 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車 ⑦ 路外駐車場の業務に附帯して行う業務の概要			